

A-c 法務教育

法務教育

多くの業務は法律と密接に関連しており、一人ひとりがトラブルなどを未然に防止するためには、リーガル・マインドを身につけておくことが重要です。市場競争のルールである様々な最低限の法律知識を理解し、知恵として活かし戦略的に用いて、自己責任で自らを律する必要があります。リーガル・マインドの育成と業務を推進するうえで必要な「最

低限の法律知識」の習得の一助として、「法務教育」を継続して実施しています。

国内全グループ会社の社員向けに、継続的に実施している「基礎コース」、テーマ別コースよりなる「定例コース」、各地域ごとに実施する「地域別コース」、国内グループ会社単位で実施する「会社別コース」、各部署からの要請や、特別テーマを別途設定して実施

する「臨時コース」の4コースで編成した法務教育を実施しています。

なお、2013年からは、必要な部署に、必要とされる内容の研修を充実させるため部署別臨時コースを拡充予定です。

